



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月22日火曜日 第1635号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定.....	197
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	197
保安林の指定.....	198
保安林の指定の解除.....	198
保安林予定森林.....	198
普通母樹林の指定.....	199

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	199
開発行為に関する工事の完了.....	202
道路の位置の指定.....	203

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	203
--------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第 417 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100186119	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町大字近永782番地	尾 崎 七 郎	身体障害者居宅介護	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所	北宇和郡鬼北町大字近永782番地	平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 418 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・清水地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・清水地区）計画書の写し
 - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成17年 2月23日から 3月23日まで
- 縦覧場所
今治市役所

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・平田地区）計画書の写し
 - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成17年 2月23日から 3月23日まで
- 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 420 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・苞木新池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（ため池等整備事業・苞木新池地区）計画書の写し
 - 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する

○愛媛県告示第 419 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・平田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

る条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 2月23日から 3月23日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 421 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

今治市伯方町北浦字深山甲1788、乙 587、乙 588 の 1、乙 588 の 3、乙 591 の 1、乙 592 の 1、乙 593 の 1、乙 594、乙 595、乙 596 の 1、乙 596 の 2、乙 597、乙 598、乙 962、字正古乙 477、乙 478、乙 480、有津字北浦道乙 178、乙 196、乙 202、乙 203、乙 205、乙 207、乙 208、叶浦字山田乙 568、乙 569、乙 570 の 1、字ナメラ乙 731 の 3 から乙 731 の 7 まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

今治市伯方町北浦字深山甲1785、甲1788、乙 587、乙 588 の 1、乙 588 の 3、乙 591 の 1、乙 592 の 1、乙 593 の 1、乙 594、乙 595、乙 596 の 1、乙 596 の 2、乙 597、乙 598、乙 599 の 1 から乙 599 の 3 まで、乙 600 の 1、乙 600 の 2、乙 601、乙 602 の 1 から乙 602 の 4 まで、乙 603 から乙 606 まで、乙 608 の 1、乙 609、乙 610 の 1、乙 611 の 1、乙 612 から乙 618 まで、乙 619 の 1、乙 619 の 2、乙 620、乙 622、乙 623、乙 624 の 1、乙 962、字正古乙 477、乙 478、乙 480、有津字北浦道乙 178、乙 196、乙 202、乙 203、乙 205、乙 207、乙 208、叶浦字寺山甲 638、字山田乙 568、乙 569、乙 570 の 1、乙 598、乙 602 から乙 604 まで、乙 609、乙 612、乙 613、乙 627、字ナメラ乙 731 の 1 から乙 731 の 8 まで

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 422 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

西条市黒瀬字長谷子乙 783（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 423 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字吉井二号92の 1、92の 2、98の 1、99、102、105の 2、字吉居乙14、乙16、乙17の 1、乙17の 2、乙18から乙20まで、乙22、乙24から乙26まで、乙33から乙35まで、乙36の 1、乙36の 2、乙37、乙40から乙42まで、乙76の 1、乙77、乙78、乙79の 1、乙88の 1、乙88の 2、乙99の 1、乙 100、乙 134 の 1、乙 149 の 3、乙 154 から乙 160 まで、乙 161 の 1、乙 161 の 2、乙 162、乙 163、字向井丙12の 3、字平松戊84の 2、字笠梅戊94、字横荒戊95、戊 115、戊 117、字釜瀧戊 116、字黒ナベラ戊 120、字岩屋谷戊 121、字尻無シ尾戊 122の 2、字大ウ子己 6 の 2、字小休場己13の 3、己13の 5、己13の18から己13の20まで、己13の22、己13の23、己13の27から己13の33まで、己27の 2 から己27の 5 まで、己28の 1、己28の 3、己29の 1、己29の 2、己29の 5 から己29の12まで、己31の 1、己31の 2、己33の 1、己33の 2、己34の 1 から己34の 4 まで、己36の 2、己36の 3、己38の 1、己38の 2、己39の 2、己39の 5、字岩たけ己13の52、己13の72、字ヨシ渡瀬己16の 1、己17の 1、字ヌタノ山己18の 1、己18の 3、己19の 1 から己19の 6 まで、己19の 8 から己19の12まで、己19の14、己19の 15、己19の17、己19の19、己19の51、字己カマダガ谷己 22、字岸ノ下己24、字横瀧己25の 1、字井手口己26の 1、字ヒキヤタキ己30の 1、己30の 3、己30の 5、字ヒキヤ瀧己30の 2、字段口己32の 1、己32の 3、字垣ノ外己 35 の 2、字神野己39の 3、己42の 1、己42の 2、字ケン

八己43の1、字ホトカ谷己44の1、己44の2、字茶袋荒己45の1、字カツラ荒己46の1、己46の2、字猿カ瀧己48、字ナベラ土場己49の1、49の2、字大石己50

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市荒川字長サ子甲23の1、甲23の2、乙131の1、乙131の8、字新田甲29、字コウ子甲47、字槁松乙92の1、乙92の3、字大町畑乙94の1、乙96、字新田石乙99の1から乙99の3まで、字大平乙103の1、乙104、字黒滝乙106の1、乙106の2、字シリナミ尾乙107、字大谷乙142の1、乙142の2、乙143、乙145、字大谷頭乙144、字白林丙65の1から丙65の3まで、字柳ノ

サコ丙158、字上タキ丁52、丁54、字上ダヤ丁53、丁55、字竹ヶ平下丁62の1、藤之石字吉居乙177の1、乙177の2、乙185から乙188まで、乙191、乙192、乙196、乙197、字ハンドラ地丙8、字向井丙11、字かげ浦丙75の1、丙75の2、字鬼岩辛51の1、辛51の3、辛53の1から辛53の3まで、辛53の6、辛54の1、辛55の1から辛55の3まで、字所藪辛52の1、字山犬岩屋辛56の1、辛57の1、辛58の1、辛58の5、辛59の1、辛60、字篠々辛98、字横荒辛162の1、辛162の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第424号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、普通母樹林を次のように指定する。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数	面積	所有者	
							氏名又は名称	住所
257	平成17年2月22日	普通母樹林	ひのき	上浮穴郡久万高原町久万1606	125	0.04ha	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212
258	平成17年2月22日	普通母樹林	ひのき	上浮穴郡久万高原町久万1606	19	0.01ha	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212

○愛媛県告示第425号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(西条地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市川之江町1463 脇良一	四国中央市川之江町1386 三好信男	四国中央市川之江町1091-6 山城仁史	川之江	川之江漁業協同組合
四国中央市三島金子一丁目5番57号 武村隆	四国中央市三島宮川一丁目4番10号 大久保康雄	四国中央市三島中央一丁目16番72号 三好徳一	三島	三島漁業協同組合
四国中央市寒川町950番地 青木尚武	四国中央市寒川町960番地 森実衛	四国中央市寒川町927番地の1 受川雅師	寒川	寒川漁業協同組合
新居浜市大島203-3 岡田勤	新居浜市大島1472 中山明	新居浜市大島1467-5 中山政照	大島	新居浜市大島漁業協同組合

新居浜市黒島8 - 2 宮崎朝勝	新居浜市黒島400 - 32 宮崎都三	新居浜市黒島207 曾我部直俊	多喜浜	多喜浜漁業協同組合
新居浜市垣生六丁目4番33号 石井晴良	新居浜市垣生六丁目7番55号 合田義博	新居浜市垣生六丁目1番19号 三宅幾夫	垣生	新居浜市垣生漁業協同組合
新居浜市清水町14 - 85 白石好男	新居浜市港町17 - 17 中津正志	新居浜市清水町15 - 72 亀井宗厚	新居浜	新居浜漁業協同組合
西条市港280 - 1番地 藤田一人	西条市港280 - 1番地 藤田裕也	西条市明屋敷737番地 藤田大三郎	西条	西条漁業協同組合
西条市河原津甲238 - 73 川又守	西条市河原津甲266 - 7 榎清明	西条市河原津甲286 - 8 松木正次	河原津	河原津漁業協同組合

(今治地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市桜井一丁目6番7号 長井伸雄	今治市桜井五丁目12番16号 日浅修	今治市桜井五丁目8番19号 渡辺広好	桜井	桜井漁業協同組合
今治市大浜町一丁目5 - 10 白石隆重	今治市大浜町二丁目1 - 37 広瀬智久	今治市大浜町三丁目3 - 20 山田保	大浜	大浜漁業協同組合
今治市来島611 片上勝允	今治市来島91 宮谷良一	今治市来島623 広瀬武夫	来島	来島漁業協同組合
今治市吉海町棕名337番地 村上峰太	今治市吉海町棕名566番地 村上正隆	今治市吉海町棕名626番地 福永恒男	渦浦	渦浦漁業協同組合
今治市吉海町仁江2041 渡辺住男	今治市吉海町仁江2170 渡辺健次郎	今治市吉海町仁江2204 渡辺清計	津倉	津倉漁業協同組合
今治市伯方町木浦甲1464 越智護	今治市伯方町伊方甲番外6 - 17 本岡正己	今治市伯方町有津甲1389 - 2 野間一正	伯方	伯方漁業協同組合
越智郡上島町魚島1 - 278 三上守得	越智郡上島町魚島1 - 215 大林新三	越智郡上島町魚島1 - 222の2 横井進一	魚島	魚島村漁業協同組合
越智郡上島町弓削下弓削846 - 2 岡島政則	越智郡上島町弓削下弓削114 貴田勝	越智郡上島町弓削土生480 北浜英雄	弓削	弓削町漁業協同組合
越智郡上島町岩城2413 - 1 長田三男	越智郡上島町岩城1696 澤田宝久	越智郡上島町岩城2187 白井義則	岩城生名	岩城生名漁業協同組合
今治市関前岡村甲104番地 片岡武人	今治市関前岡村甲878 - 1 山口松二	今治市関前岡村甲994 - 2 桧垣謙一	関前	関前村漁業協同組合
今治市波方町波方甲2622 - 23 大西伊寿夫	今治市波方町波方甲2627 - 6 大川博明	今治市波方町波方甲2627 - 4 丸野豊彦	波方	波方町波方漁業協同組合
今治市波方町樋口甲1191 - 31 矢原来	今治市波方町小部甲69 - 1 菊川健一	今治市波方町小部甲153 - 1 木村伸也	小部	小部漁業協同組合
今治市大西町宮脇甲205 尾崎満	今治市大西町紺原甲1157 藤原康宏	今治市大西町九王乙67 檜垣正信	大西	大西町漁業協同組合
今治市菊間町種3866番地 渡部弘士	今治市菊間町田之尻668番地 越智孝幸	今治市菊間町浜174番地 川崎秀則	菊間	菊間町漁業協同組合

(松山地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市浅海原甲478 - 2 庭瀬清弘	松山市浅海原甲483 - 13 網本年記	松山市浅海原甲487 - 8 松下弘之	浅海	北条市漁業協同組合
松山市土手内240 - 5 平野勝	松山市北条辻1428 丸山亘	松山市柳原11 - 19 浜田志津男	北条	北条市漁業協同組合
松山市北条辻817 - 4 村上明人	松山市北条辻224 北村邦夫	松山市北条辻20 - 10 大内憲一郎	安居島	北条市漁業協同組合
松山市中島町野忽那1432番地 ³ 立花利弘	松山市中島町野忽那146番地 ⁵ 鈴木安政	松山市中島町野忽那1037番地 ³ 前田篤	野忽那	野忽那漁業協同組合

松山市中島町睦月1331 - 3 田村 徳三郎	松山市中島町睦月326 - 1 山崎 清春	松山市中島町睦月1391 大西 昌衡	睦 月	睦月漁業協同組合
松山市泊町1457番地 西原 達雄	松山市由良町248番地3号 浜田 初市	松山市由良町112番地 山本 一雄	興 居 島	松山市漁業協同組合
松山市堀江町甲888番地12 猪田 秀男	松山市堀江町甲1686番地3 高野 勝喜	松山市堀江町甲1708番地 松田 満睦	堀 江	松山市漁業協同組合
松山市三津一丁目8番31号 伊藤 政秀	松山市三津一丁目10番20号 北岡 哲夫	松山市三津二丁目13番15号 松本 政幸	三 津	松山市漁業協同組合
松山市和気町二丁目926番地12 上野 和隆	松山市和気町二丁目935番地2 冲野 規雄	松山市勝岡町2745番地1 谷本 清春	和 気	松山市漁業協同組合
松山市住吉二丁目9 - 14 奥田 学	松山市三津一丁目8 - 34 田川 一夫	松山市三津一丁目9 - 10 浜家 猛	三 津	松山市三津浜漁業協同組合
松山市西垣生町1448 三原 孝重	松山市西垣生町615 相原 巻男	松山市西垣生町1535 中矢 伸	今 出	松山市今出漁業協同組合
松山市和気町二丁目930 - 2 中村 貞	松山市和気町二丁目927 - 11 松本 勇雄	松山市和気町二丁目929 - 5 中村 邦雄	和 気 山 寺 太	和気漁業協同組合
伊予郡松前町大字浜688の3 加納 一成	伊予郡松前町筒井1253 八木 勇	伊予郡松前町大字浜738 穴山 修三	松 前	松前町漁業協同組合
伊予郡双海町大字高野川甲174番地1 中尾 勝典	伊予郡双海町大字上灘甲6186番地 坂田 保志	伊予郡双海町大字高岸甲926番地2 岡田 満兼	上 灘	上灘漁業協同組合
伊予郡双海町大字串甲1212 - 6 石田 良雄	伊予郡双海町大字串甲1213 - 13 若松 利光	伊予郡双海町大字串甲1149 魚見 利春	下 灘	下灘漁業協同組合

(八幡浜地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡保内町磯崎676 木戸 恵	西宇和郡保内町喜木津2の829 二宮 一行	西宇和郡保内町広早323 二宮 富広	磯 津	磯津漁業協同組合
西宇和郡保内町川之石1 - 237 - 85 大星 富生	西宇和郡保内町川之石13 - 80 - 第2 久保 義隆	西宇和郡保内町川之石13 - 50 上野 栄司	川 之 石	川之石漁業協同組合
西宇和郡瀬戸町足成1875 谷本 清紀	西宇和郡瀬戸町足成636 松谷 茂孝	西宇和郡瀬戸町足成1 日野 富士一	足 成	瀬戸町漁業協同組合
西宇和郡三崎町正野329番地 宮本 隆二	西宇和郡三崎町正野1598番地 清水 光夫	西宇和郡三崎町井野浦56番地 塩崎 忠夫	三 崎	三崎漁業協同組合
西予市三瓶町津布理366番地9 酒井 実	西予市三瓶町安土38番地3 浜田 晋太郎	西予市三瓶町垣生甲685 - 1 宇都宮 三男	三 瓶 湾	三瓶湾漁業協同組合

(宇和島地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西予市明浜町田之浜甲483 佐々木 藤隆	西予市明浜町高山甲3543 川口 政一	西予市明浜町狩浜2 - 12 佐藤 吉彦	明 浜	明浜漁業協同組合
北宇和郡吉田町大字浅川789番地 杉田 隆生	北宇和郡吉田町大字沖村甲3280番地 清家 万吉	北宇和郡吉田町大字白浦外573番地 山下 輝	吉 田	吉田町漁業協同組合
北宇和郡吉田町大字南君630番地 山内 清一	北宇和郡吉田町大字奥浦甲54 - 6 伊藤 順造	北宇和郡吉田町大字奥浦乙751番地 宮本 萬太郎	奥 南	吉田町漁業協同組合
北宇和郡津島町北灘甲2147 - 25 二宮 勉	北宇和郡津島町北灘乙1661 - 11 渡辺 留明	北宇和郡津島町北灘丁494 小笠原 誠	北 灘	北灘漁業協同組合
宇和島市下波2649番地 石崎 善将	宇和島市下波924番地 西田 輝久	宇和島市下波3154番地 吉見 正三	下 波	下波漁業協同組合
宇和島市遊子5211番地 松岡 真喜男	宇和島市遊子2327番地 佐野 直志	宇和島市遊子4208番地 川口 敏之	遊 子	遊子漁業協同組合
宇和島市蔭淵1404番地 島川 一馬	宇和島市蔭淵2603番地 島津 伝一	宇和島市蔭淵3324番地 若林 昭範	蔭 淵	蔭淵漁業協同組合

宇和島市戸島2129 藤川 英雄	宇和島市戸島2154 吉村 清重	宇和島市戸島2783 深田 俊英	戸島第1	戸島漁業協同組合
宇和島市戸島3973 藤堂 浅一	宇和島市戸島3943 村田 幸芳	宇和島市戸島4022 上田 秀明	戸島第2	戸島漁業協同組合
宇和島市日振島3239番地 辻 禎亮	宇和島市日振島289番地 林 建吏	宇和島市日振島1690番地 高鍋 勝夫	日振島	日振島漁業協同組合
宇和島市蛤364番地2 広沢 初志	宇和島市本九島1863番地1 岡根 保文	宇和島市百之浦1223 崎須賀 良和	宇和島第1	宇和島漁業協同組合
宇和島市小池1865 徳弘 多一郎	宇和島市蕨92 大平 幸男	宇和島市白浜217 大浜 勇吉	宇和島第2	宇和島漁業協同組合
宇和島市大浦甲1748番地1 広沢 円吉	宇和島市坂下津甲381 - 113 大西 義清	宇和島市坂下津乙73 鹿島 重利	宇和島第3	宇和島漁業協同組合
宇和島市三浦西609 中村 忠士	宇和島市三浦西1301 岡田 文治	宇和島市三浦西1300 - 6 大石 辰雄	三浦	三浦漁業協同組合

(宇和島地方局御荘管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町柏崎774番地 橋村 浅男	南宇和郡愛南町柏崎530番地 大西 辰男	南宇和郡愛南町家串928番地 藤井 徹夫	内海	内海漁業協同組合
南宇和郡愛南町赤水53 - 2 中田 憲和	南宇和郡愛南町防城成川203 松本 和三	南宇和郡愛南町赤水883 松岡 幸利	南内海	南内海漁業協同組合
南宇和郡愛南町岩水9番地3 宇佐 徳夫	南宇和郡愛南町垣内396番地 前田 末光	南宇和郡愛南町敦盛496番地 本多 洋	東海	東海漁業協同組合
南宇和郡愛南町蓮乗寺335 - 6 田村 義光	南宇和郡愛南町深浦1154 宮本 忠	南宇和郡愛南町鱒越126 大塚 重利	深浦	深浦漁業協同組合
南宇和郡愛南町久良1468 中川 一喜	南宇和郡愛南町久良2048 幸田 成男	南宇和郡愛南町久良3878 竹田 宇之一	久良	久良漁業協同組合
南宇和郡愛南町内泊545番地 浜田 太兵衛	南宇和郡愛南町樽見352番地 清水 辰夫	南宇和郡愛南町樽見573番地 浜田 一房	西海	西海町漁業協同組合
南宇和郡愛南町武者泊591 - 1 吉田 基也	南宇和郡愛南町福浦616 大西 栄三	南宇和郡愛南町大成川261 清水 浩仁	福浦	福浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年2月22日から同年3月8日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区	西条地方局産業経済部水産課
今治地方局管内の加入区	今治地方局産業経済部水産課
松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
八幡浜地方局管内の加入区	八幡浜地方局産業経済部水産課
宇和島地方局管内の加入区	宇和島地方局産業経済部水産課
宇和島地方局御荘管内の加入区	宇和島地方局産業経済部御荘水産課

○愛媛県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第49号 平成17年2月7日	伊予郡松前町大字北黒田字石山240番3、240番8、242番2、242番4、242番5、242番6、242番7、242番8、242番9及び240番3地 先農道水路	伊予郡松前町大字北黒田514番地 住 田 隆 太 郎

○愛媛県告示第427号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 大洲市新谷字古町乙1423番1及び乙1423番1地先水路
- 2 申請人の住所氏名
大洲市東大洲137番地
トミナガ不動産株式会社
代表取締役 富永 邦茂
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月8日	特定非営利活動法人VYS	齊 藤 美佐子	松山市菅沢町甲229番地	この法人は、社会の福祉と子どもの幸福のため、「友愛」「奉仕」「理想」の綱領を掲げて愛媛県を発祥の地として発足したVYS運動を推進し、子どもの健全育成を図る活動、ボランティア活動推進、VYSの育成等を行うとともに、施設の管理運営受託の事業を行い、あわせて公益的活動を行う団体との協働等により豊かな明るい社会を目指した活動を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月10日	特定非営利活動法人 資源・環境対策協議会	阿 部 俊之助	愛媛県松山市桑原四丁目1番21号	この法人は、地域住民や産業従事者に対して、科学技術を用いた環境の維持・改善および生物資源の保全ならびにエネルギーの効率的利用に関する事業を行い、地域のみならず地球環境の保全を図り、公益に寄与することを目的とする。

